

福岡女子短期大学単位認定規程

(趣旨)

第1条 福岡女子短期大学（以下「本学」という。）の学生に係る試験、単位の認定及び成績評価等については、本学学則等他に別段の定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(履修)

第2条 学則第29条の規定により卒業の認定を受けようとする者は、学則第28条に規定する別表第1に従って所定の単位を修得しなければならない。

- 2 学生が、1の学期に履修できる単位数は、教職課程等の免許科目を除き30単位を限度とする。
- 3 前項2にかかわらず、2年次は前年度、1年次は前学期のGPAが3.0以上の成績優秀者の1の学期に履修できる単位数は、教職課程等の免許科目を除き、35単位を限度とする。

(単位の認定及び授与)

第3条 授業科目（以下「科目」という。）を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 学生は、前項の規定にかかわらず、授業料等学生納付金を滞納した場合は、納付を完了するまでの間、受験した全ての科目について単位の認定を受けられない。
- 3 既修得単位の取消し及び更新は、認めない。

(試験)

第4条 試験は、当該科目の授業終了の学期末に行う。

- 2 試験は、筆記試験、口述試験及び実技試験とする。ただし、指示されたレポートの提出によって、これに代えることがある。
- 3 レポートの提出要領については、別に定める。

(試験の区分等)

第5条 試験は、定期試験、追試験及び再試験とする。

- 2 前項の各試験の監督は、原則として当該科目担当教員が行う。

(定期試験)

第6条 定期試験は、学期末にそれぞれ期日を定めて行う。

- 2 定期試験の期日等は、試験開始日7日前に掲示する試験時間表により通知する。
- 3 定期試験を病気等で欠席する場合は、当該試験日時の直前までに受験できない理由を履修支援課へ連絡（電話連絡を含む。）しなければならない。ただし、連絡が

不可能な場合は、当該試験科目の試験終了後3日以内に、受験できなかった理由を履修支援課へ連絡しなければならない。

4 前項の連絡を行わなかった者については、単位放棄とみなす。

(受験資格)

第7条 欠席時数が、当該科目開設時数の3分の1を越えた者については、原則として定期試験の受験を認めない。

(追試験)

第8条 病気その他やむを得ない理由により定期試験を受験できなかった者については、追試験を行う。

2 追試験を受験しようとする者(以下「追試験受験希望者」という。)は、原則として定期試験終了後3日以内に、別表に掲げる欠席理由に係る証明書等を履修支援課へ提出しなければならない。

3 前項に定める証明書等を提出しなかった者は、追試験の受験を認めない。

4 追試験の追試験は、原則として行わない。追試験を理由なく欠席した者は、単位放棄とみなす。

(追試験の手続等)

第9条 追試験受験希望者は、追試験願を履修支援課へ提出し、追試験シール(以下、この条において「シール」という。)を受領するものとする。

2 シールは、答案用紙又はレポートの表紙の右上の貼付するものとする。

3 シールを紛失した者は、再発行手数料100円を会計課に納付し、履修支援課からシールを受領するものとする。

4 シールの貼付されていない答案用紙又はレポートは採点しない。

(再試験)

第10条 定期試験で不合格になった科目については、再試験を行うことがある。

2 再試験の追試験は、原則として行わない。再試験を理由なく欠席した者は、単位放棄とみなす。

(再試験の手続等)

第11条 再試験を受験しようとする者(以下「再試験受験希望者」という。)は、再試験願を履修支援課へ提出し、指定された期間内に再試験料1,000円を会計課へ納付した後、履修支援課から再試験シール(以下、この条において「シール」という。)を受領するものとする。

2 その他この条において、第9条第2項から第4項の規定を準用する。

(受験上の心得)

第12条 第4条第1項に定める各試験を受験する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 学生証を監督者の指定する場所に提示すること。
- (2) 下敷き、筆入れ等の筆記用具は持ち込まないこと。
- (3) 鉛筆、ボールペン等の持ち込みを許可された以外の所持品は、指定された場所に置くこと。
- (4) 筆記用具の貸借は行わないこと。
- (5) 持ち込みを許可された資料の貸借は行わないこと。
- (6) 質問があるときは挙手すること。

2 試験開始後15分以内の遅刻及び30分以降の退場は認めるものとする。

(仮学生証)

第13条 受験に当たって、学生証を携帯していない者は、仮学生証発行手数料100円を会計課へ納付し、学生支援課から仮学生証の発行を受けた後、受験するものとする。

2 前項の仮学生証の有効期限は、当日限りとする。

(試験成績)

第14条 第4条第1項に定める各試験の成績は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 定期試験の成績は、最高100点とする。
- (2) 追試験の成績は、最高90点とする。ただし、学外実習を理由に追試験を受験した場合は、最高100点とする。
- (3) 再試験の成績は、最高69点とする。

(成績評価)

第15条 履修した科目の成績評価は、試験及び授業成績によって行う。

2 成績評価は、S、A、B、C、Dの評語で表示し、次の基準によるものとする。

- (1) S 100点～90点
- (2) A 89点～80点
- (3) B 79点～70点
- (4) C 69点～60点
- (5) D 59点以下

3 前項の基準により、C以上の成績評価を得たものを合格とし、Dを不合格とする。

4 学則第32条から第34条の規定に基づき、学生が他大学等で履修した授業科目等について、本学における履修とみなし単位を与える場合は、「認定」により表すものとする。

5 単位認定規程第17条に該当する者及び学生が履修を中止した授業科目は、「失格」により表すものとする。

(グレード・ポイント・アベレージ)

第16条 学業成績を測る基準として、成績評価に加え、履修科目の成績の平均値グレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）により評価を行う。

2 GPAによる評価は、成績評価 S、A、B、C、D を 4、3、2、1、0 の5段階のグレード・ポイント（GP）に換算して単位数を掛け、その総和を総単位数で割って得られる1単位当りの平均ポイントとする。

3 GPAは、学生の学修指導、卒業判定等の基準として活用する。

4 GPAに関する必要な事項は、別に定める。

(不正行為)

第17条 試験に不正があった者に対しては、当該科目を失格とする。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、試験、単位の認定及び成績評価等に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則（平成13年3月5日）

1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

2 単位認定規程（昭和57年4月1日）は、廃止する。

附 則（平成21年12月16日）

1 この規程は、平成21年12月16日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

2 改正後の第14条に規定する成績評価は、同条の規定にかかわらず、この規程の施行日前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則（平成22年7月28日）

この規程は、平成22年7月28日から施行する。ただし、平成22年4月1日入学生より適用する。

附 則（平成23年12月21日）

この規程は、平成23年12月21日から施行する。

附 則（平成28年8月24日）

この規程は、平成28年8月24日から施行する。

附 則（平成30年12月14日）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月27日）

この規程は、令和元年9月27日から施行する。

別表（第8条第2項関係）

欠席理由	証明書等
病 気	医師の診断書又はそれに代わる証明書、若しくは本学保健室の診療記録
学外実習	履修支援課の証明
編入学試験	同上
就職試験	受験企業等又はキャリア支援課の証明
交通渋滞等	公共交通機関の発行する証明書
2親等以内の親族の忌引	父母又は保証人並びにそれに代わる者の証明書（日数は履修支援課へ問い合わせること）
その他	欠席の理由を証明又は説明できるもの